

議案第 3 2 号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について  
北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 2 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 会計年度任用職員又は会計年度任用教職員の給料は、北九州市職員の給与に関する条例又は北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に掲げる給料表に規定する給料月額の変更をする条例が施行された場合で、当該条例による改正後の給料表の適用を受ける職員又は教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該条例の施行の日の属する月の翌月以後は、当該改正後の給料表を基準として決定することとするため、関係規定を改める必要があるため、この規則案を提出する。



## 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について

### 1 改正理由

会計年度任用職員又は会計年度任用教職員（以下「会計年度任用職員等」という。）の勤務条件について、現行では最長1年の有期雇用という雇用形態等を考慮し、一会計年度中の勤務条件を一定とする取扱いとしているため、給料の決定にあたって常勤職員又は常勤教職員（以下「常勤職員等」という。）の給料表を参考としているものの、常勤職員等の給料表の改定が行われても、改定後の給料表は例外なく翌年度4月1日からの適用となっている。（令和3年度規則改正済）

しかし、今回、社会情勢等に鑑み、状況に応じて柔軟な対応が求められる場合も想定されることから、一会計年度中の勤務条件は一定とする原則は維持しつつ、常勤職員等との権衡上必要があると認められるときには、その例外として、当該会計年度中であっても改定後の給料表を適用できるよう規定の見直しを行うもの。

### 2 これまでの経緯と今回の改正

#### (1) 会計年度任用制度導入時

会計年度任用職員等の給料については、国のマニュアル等で常勤職員等の給料との権衡を考慮することとされていることから、職種に応じて対応する常勤職員等の給料表を基に給料を決定する規定としていた。

#### (2) 令和3年度規則改正時

会計年度任用職員等の勤務条件について、

- ・最長1年の有期雇用であり、任期の定めのない常勤職員等と同様の形で民間と年間均衡を図る考え方は馴染まないこと
- ・給与改定前の任用者は、その年度の勤務条件として任用前に示された内容に合意し任用に至っていること

などから、年度内での勤務条件は一定とする取扱いがより適当と判断し、改定した給料表の適用は翌年度4月1日とするための規定改正をした。

なお、令和3年度において、常勤職員等の給料表の改定はなかったことから、会計年度任用職員等の給料も据置きとなったところである。

#### (3) 今回の改正

基本的に上記(2)の考え方を維持しつつも、一定程度考慮する常勤職員等との権衡上必要があると認められるときには、当該会計年度中であっても改定後の給料表を適

用できるよう規定を見直すこととする。

権衡上必要があると認められる具体的な状況については、会計年度任用職員等が最長1年の有期雇用である点を踏まえた上で、情勢適応の原則や社会経済情勢に鑑み公民較差の速やかな反映を一定程度考慮すべく給料を増額改定する場合などが考えられるが、可能性としては大規模災害や本市の財政状況の悪化等により現行の給料を減額改定する場合も想定される。

また、改定後の給料表の適用時期について、会計年度任用職員等は常勤職員等と異なり、民間との年間均衡を図るという考え方は馴染まないことから、適用は給与条例又は教職員給与条例の改正により給料表の改定が行われた日の属する月の翌月初日からとする。

### 3 改正内容

会計年度任用職員等の職務の級及び号給を決定するにあたり、基準として用いる常勤職員等の給料表の基準日について、関係する職に係る給料表の改定を行う条例が施行された場合であって、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月（施行日が月の初日であるときは、施行日の属する月。以下「施行月の翌月」という。）以後において、当該給料表の適用を受ける常勤職員等との権衡上必要があると認められるときは、当該施行月の翌月の初日を基準日とする規定を加える。（第2条関係）

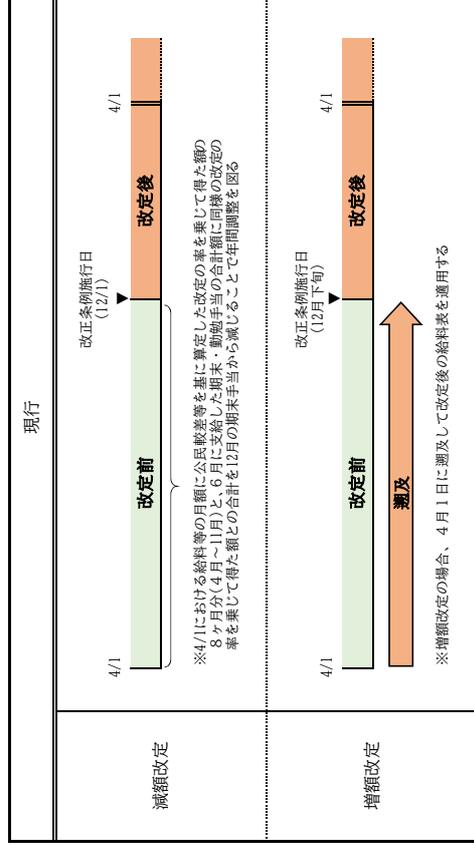
### 4 施行期日

公布の日

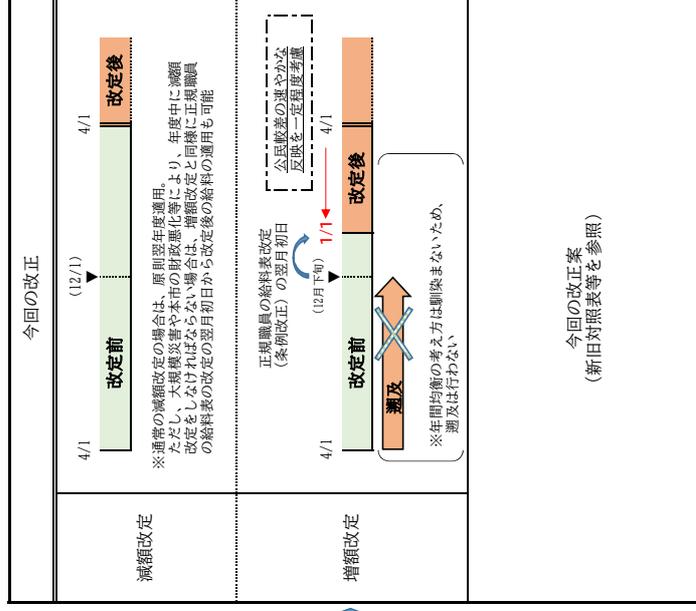
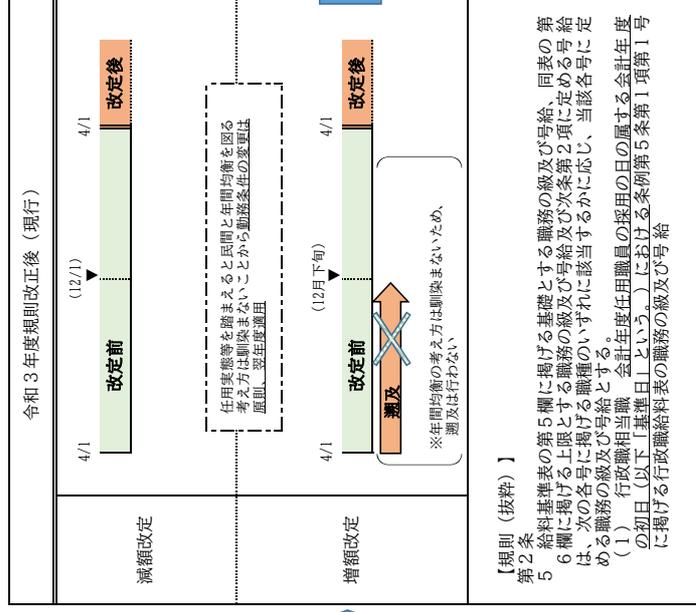
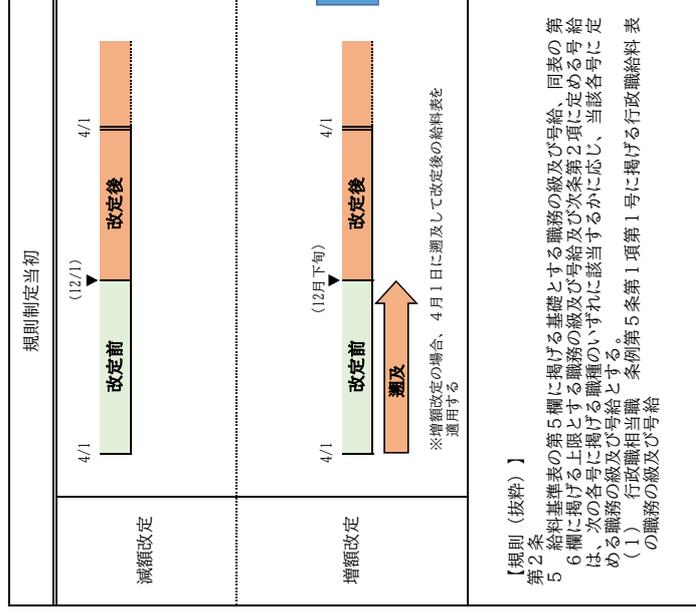
# ●会計年度任用職員等の給料改定について

(参考)

【常勤職員等の改定のイメージ図】



【会計年度任用職員等の改定のイメージ図】



北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「以下」を「当該初日後に条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表に規定する給料月額の設定をする条例(以下「給料改定条例」という。)が施行された場合における、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月(当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)以後の当該会計年度任用職員の給料の月額の決定にあつては、当該給料改定条例による改正後の条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該施行月の翌月の初日。以下」に改める。

(北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「以下」を「当該初日後に教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表に規定する給料月額の設定をする条例(以下「給料改定条例」という。)が施行された場合における、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月(当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)以後の当該会計年度任用教職員の給料の月額の決定にあつては、当該給料改定条例による改正後の教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該施行月の翌月の初日。以下」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種に該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 行政職相当職 会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日（当該初日後に<u>条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表に規定する給料月額</u>の改定をする条例（以下「<u>給料改定条例</u>」という。）が施行された場合における、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月（当該施行の日が月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「<u>施行月の翌月</u>」という。）以後の当該会計年度任用職員の給料の月額の決定にあっては、当該給料改定条例による改正後の<u>条例第5条第1項第1号、第3号又は第5号イ若しくはウに掲げる給料表の適用を受ける職員との権衡上必要がある</u>と認められるときは、当該施行月の翌月の初日。以下「<u>基準日</u>」という。）における<u>条例第5条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種に該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 行政職相当職 会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日（以下「<u>基準日</u>」という。）における<u>条例第5条第1項第1号に掲げる行政職給料表の職務の級及び号給</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>

北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種にいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 教育職 (3) 相当職 会計年度任用教職員の採用の日の属する会計年度の初日 (当該初日後に教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表に規定する給料月額の設定をする条例 (以下「給料改定条例」という。) が施行された場合における、当該給料改定条例の施行の日の属する月の翌月 (当該施行の日の月の初日であるときは、当該施行の日の属する月。以下「施行月の翌月」という。)) 以後の当該会計年度任用教職員の給料の月額の決定にあつては、当該給料改定条例による改正後の教職員給与条例第7条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該施行月の翌月の初日。以下「基準日」という。) における教職員給与条例第7条第1項第1号アに掲げる教育職給料表 (3) の職務の級及び号給</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>(給料基準表等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 給料基準表の第5欄に掲げる基礎とする職務の級及び号給、同表の第6欄に掲げる上限とする職務の級及び号給及び次条第2項に定める号給は、次の各号に掲げる職種にいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める職務の級及び号給とする。</p> <p>(1) 教育職 (3) 相当職 会計年度任用教職員の採用の日の属する会計年度の初日 (以下「基準日」という。) における教職員給与条例第7条第1項第1号アに掲げる教育職給料表 (3) の職務の級及び号給</p> <p>(2)～(4) 略</p>